

山口県報

平成29年
8月18日
(金曜日)

目次

○告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
○公告	三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	三
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	三



山口県告示第三百一号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十九年八月十八日から同年九月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十九年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 株式会社トクヤマ

住 所 周南市御影町一番一号

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場

所在地 周南市晴海町一番一号

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

No. 2 排水口		No. 1 排水口		排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	〃	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	〃	〃	九、六	常	最大
〃	二・五	〃	三・九	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
〃	三・八	〃	四・九	常	最大
〃	五	〃	三	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	一〇	〃	五	常	最大
〃	〇・三	一・三	一・二	通	窒素 (mg/l)
〃	〇・六	〃	二・一	常	最大
〃	〇・二	〃	〇・四	通	リン (mg/l)
〃	〇・二三	〇・一三	〇・一二	常	最大
〃	一	〃	五	通	ふっ素 (mg/l)
〃	二、四三〇	四七三、二七四	四七二、七七四	常	最大
〃	四、一八五	六五六、三〇二	六五五、八〇二	通	排水の一日当たりの量 (m ³)
				常	最大

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

沈殿池		種 類		項 目	
処理後		処理前		項目	
変更後	変更前	変更後	変更前	項目	
〃	七	〃	一〇・五	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	九、六	〃	一、八	常	最大
一三・二	一三・一	一三・二	一三・一	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
二〇・四	二〇・二	二〇・四	二〇・二	常	最大
〃	一〇	〃	三、五〇〇	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	二〇	〃	五、〇〇〇	常	最大
一二・三	一二・一	一二・三	一二・一	通	窒素 (mg/l)
二〇・三	二〇	二〇・三	二〇	常	最大
〃	〇・一	〃	六	通	リン (mg/l)
〃	一	〃	一〇・六	常	最大
〃	〃	〃	五	通	ふっ素 (mg/l)
四一、二七四	四〇、七七四	四一、二七四	四〇、七七四	常	最大
五六、三〇二	五五、八〇二	五六、三〇二	五五、八〇二	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
				常	最大

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

七四		種 類		項 目	
変更後	変更前	通	常	項目	
〃	七	〃	七	通	水素イオン濃度 (水素指数)
〃	九、六	〃	六	常	最大
一三・二	一三・一	一三・二	一三・一	通	化学的酸素要求量 (mg/l)
二〇・四	二〇・二	二〇・四	二〇・二	常	最大
〃	一〇	〃	一〇	通	浮遊物質量 (mg/l)
〃	二〇	〃	二〇	常	最大
一二・三	一二・一	一二・三	一二・一	通	窒素 (mg/l)
二〇・三	二〇	二〇・三	二〇	常	最大
〃	〇・一	〃	〇・一	通	リン (mg/l)
〃	一	〃	一	常	最大
四一、二七四	四〇、七七四	四一、二七四	四〇、七七四	通	汚水等の一日当たりの量 (m ³)
五六、三〇二	五五、八〇二	五六、三〇二	五五、八〇二	常	最大

備考 「七四」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設をいう。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量



(二三六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十九年八月十八日から同年十二月十八日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部ふるさと産業振興課において公衆の縦覧に供します。
 平成二十九年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

株式会社丸久

防府市大字江泊一九三六

所

代表者の氏名 田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社ヘイワ薬局	

四 届出年月日

平成二十九年八月二日

五 変更年月日

平成二十九年七月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住

所

代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

田中 康男

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称		株式会社エクストリンク
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所		大阪市北区曾根崎二丁目三番五号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名		廣瀬 祐一

四 届出年月日

平成二十九年八月二日

五 変更年月日

平成二十九年八月一日

(二三七) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十九年八月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市南花岡一丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

下松市美里町三丁目九番六号

株式会社スマイエ

平成二十九年八月十八日
印刷發行

發行人
所

山口縣
知事
府